

## 5 諮問・答申

### (1) 諮問書

沼 環 第 2 1 2 号  
平成 2 6 年 1 2 月 5 日

沼田市環境審議会長 様

沼田市長 横山 公一

#### 第 2 次沼田市環境基本計画策定について（諮問）

沼田市環境基本条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、第 2 次沼田市環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

本市は、沼田市環境基本条例に基づき、沼田市の豊かな自然環境を保全、創造するとともに、環境負荷を低減する循環型社会構築のため、平成 1 6 年 3 月に「沼田市環境基本計画」を策定、その後平成 1 7 年 2 月の合併や環境問題の急速な進展に対応させるため平成 2 2 年 3 月に見直しを行い、「改訂沼田市環境基本計画」を策定し、環境行政の基本方針として施策を推進してきました。

同計画の計画期間は平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 か年であり、今年度が計画の目標年度となることから、引き続き今後の沼田市における環境負荷の低減及び循環型社会の構築を推進するため、第 2 次沼田市環境基本計画の策定について貴審議会の意見をお聴きしたく、ここに諮問いたします。

## (2) 答申書

沼環審第1号  
平成27年3月23日

沼田市長 横山公一様

沼田市環境審議会  
会長 小林敏夫

### 第二次沼田市環境基本計画策定について（答申）

平成26年12月5日付け沼環第212号で諮問された第二次沼田市環境基本計画の策定について、この計画が第一次基本計画を踏まえたうえで、時代の変化や要請にもこたえながら更なる環境保全を図り、自然豊かな沼田市の環境をしっかりと次世代のために継承しつつ、地球規模の課題にも対応する計画となるよう慎重に審議した結果、その内容については総体的に妥当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

なお、この計画がより効果的に実施されるよう、下記の意見を付しますので、計画の推進に当たって十分留意されることを望みます。

#### 記

- 1 環境基本計画は、望ましい環境像の実現のため、基本方針ごとに定めた重点施策及び取り組み施策を実施するためのものであるが、様々な環境問題に広く対応すべく総合的な内容となっている。これを着実に実現するためには、重要度の高いものや実現性の容易なものなどの順次性を明らかにし、具体的な達成目標を設定しながら単年度の評価を重ねるなどしながら、積極的な進行管理に取り組まれない。
- 2 この計画の実現のために、市内の有識者やボランティア団体などと連携を図ること、市民協働など民間の力の導入を進めること、また国や県の諸機関との連携なども積極的に図ることなど、幅広く行き渡る環境施策を推進されたい。
- 3 永続的でかつ将来を見据えた環境施策となるよう、学校教育のみならず社会教育領域にも配慮して、より一層環境教育に重点を置き計画の推進を図られたい。

以上